

藤沢市教育委員会 7月定例会 会議録

日 時 2023年(令和5年)7月13日(木)
午後5時00分～5時35分
場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議事
 - (1) 議案第16号 藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について
 - (2) 議案第17号 藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について
 - (3) 議案第18号 藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について
- 5 その他
 - (1) 令和5年6月藤沢市議会定例会の開催結果について
 - (2) 辻堂小学校区就学指定校変更制度について
- 6 閉会

出席委員

- | | |
|-----|-----------|
| 1 番 | 岩 本 將 宏 |
| 2 番 | 市 村 杏 奈 |
| 3 番 | 飯 盛 義 徳 |
| 4 番 | 種 田 多 化 子 |
| 5 番 | 石 井 由 佳 |

出席事務局職員

教育部長	峯 浩 太 郎	生涯学習部長	板 垣 朋 彦
教育部参事	近 尚 昭	教育部参事	加 藤 財 英
生涯学習部参事	横 田 隆 一	学務保健課長	宇 野 匡
文化芸術課長	齊 藤 雅 子	スポーツ推進課長	高 田 美 彦
郷土歴史課長	菊 地 誠	教育総務課主幹	藤 田 健 司
教育総務課主幹	浅 野 智 一	学務保健課主幹	柏 崎 浩 通
生涯学習総務課主幹	田 高 敏 也	生涯学習総務課課長補佐	山之内 朋 子
スポーツ推進課課長補佐	三 部 梨 加 子	文化芸術課課長補佐	森 本 琢 実
教育総務課課長補佐	安 西 美 知 代	書 記	小 門 前 清 彦

午後 5 時00分 開会

岩本教育長 お待たせをいたしました。
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 7月定例会」を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、2番の市村委員、5番の石井委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、2番の市村委員、5番の石井委員にお願いをいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。
何かございますでしょうか。
(意見、質問等発言：なし)
特にないようですので、このとおり了承することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、議事に入ります。
議案第16号「藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について」を上程いたします。
生涯学習部の説明を求めます。

齊藤文化芸術課長 それでは、議案16号「藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。(議案書参照)

議案書の1ページをご覧ください。

この議案は、9月から藤沢市アートスペースの運営協議会委員を任命するために提案させていただくものでございます。

藤沢市アートスペース運営協議会は、藤沢市アートスペース条例の規定に基づき設置するもので、アートスペース運営及び管理について、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる機関となっております。

藤沢市アートスペース条例第15条の規定により、委員の定数は7名以内、委員の任期は、2年となっております。

委員の内訳としましては、学識経験者1名、美術関係者4名、公募による市民代表1名、芸術家1名となっております。

男女の比率については、女性5名、男性2名となっております。

それでは、議案書を読み上げさせていただきます。

議案第16号 藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について
次の者を、藤沢市アートスペース運営協議会委員に委嘱する。

2023年（令和5年）7月13日提出

藤沢市教育委員会 教育長 岩本将宏

1 氏名等

記載のとおりでございます。

2 任期

2023年（令和5年）9月1日から2025年（令和7年）8月31日まで、でございます。

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市アートスペース条例第15条の規定により、新たに委員を委嘱する必要による。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第16号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員 アートスペース運営協議会の方については、芸術家の方が入っている協議会だと思いますけれども、特に新任の方が、藤沢市にお住まいの方ではないというのは、どういう状況にあるのでしょうか。

齊藤文化芸術課長 この委員については、藤沢市の方については、在住・在勤・在学として、市民の公募の方を入れさせていただいておりまして、あと、アートに関わる専門的な見知からのご意見をいただくに当たっては、美術館を持たない本市として、そういった専門的な芸術家等、学芸員であるとか豊富な知識を持った方にアドバイスをいただくのが、今後のアートスペースの運営において有用であると考えております。

種田委員 よくわかりました。ありがとうございます。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

（意見、質問等発言：なし）

それでは、ほかにないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第16号「藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 次に、議案第17号につきましては、種田委員に関わる部分がございますので、種田委員は、ここでご退席をお願いいたします。

[種田委員：退席]

岩本教育長 それでは、議案第17号「藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について」を上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。

高田スポーツ推進課長 議案第17号「藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について」、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案は、現在、任命しております藤沢市スポーツ推進審議会委員の任期が7月25日をもって満了となることに伴い、新たな委員を任命するために提案するものです。

藤沢市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定に基づき設置しているもので、スポーツの推進に関する重要事項を調査、審議する機関となっております。

委員の人数につきましては、藤沢市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により、12人以内と定められております。

委員候補者の氏名等につきましては、議案書に記載のとおりで、任期は、2023年(令和5年)7月26日から2025年(令和7年)7月25日までの2年間となっております。

以上、議案第17号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第17号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第17号「藤沢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案のとおり決定いたします。

それでは、種田委員にお戻りいただきます。

[種田委員：入室・着席]

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 ここで、追加の議案の上程がございますので、第2冊の議案書をご覧ください。

議案第18号「藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について」を上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。

菊地郷土歴史課長 それでは、議案第18号「藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。（議案書参照）

議案書(第2冊)の1ページをご覧ください。

今回、この議案を提出いたしましたのは、現在、委嘱をしております藤沢市藤澤浮世絵館運営委員に欠員が生じたことに伴い、藤沢市藤澤浮世絵館条例第8条の規定に基づき、補欠委員の委嘱を行うためでございます。

委員候補者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

任期は、前任者の残任期間となるものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第18号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

特にないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第18号「藤沢市藤澤浮世絵館運営委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、「その他」に入ります。

もとの議案書にお戻りください。

「令和5年6月藤沢市議会定例会の開催結果について」、教育部及び生涯学習部の説明を求めます。

峯 教育部長 それでは、「令和5年6月藤沢市議会定例会の開催結果」につきまして、教育部に関わる部分からご報告をさせていただきます。（議案書参照）

議案書の7ページをご覧ください。

6月市議会定例会は、6月8日から28日までの21日間で開催されました。

6月の教育委員会定例会にて、教育長の臨時代理として報告をさせていただきました、議案「工事請負契約の締結について（高谷小学校校舎

外壁等改修工事)」につきましては、6月12日の本会議において可決されました。

また、5月の教育委員会定例会にてご審議の上、ご決定をいただきました議案、「令和5年度藤沢市一般会計補正予算」につきましては、6月19日の補正予算常任委員会に付託され、審査の結果、可決すべきものと決定され、6月22日の本会議において可決されました。

次に、6月15日に開催されました、子ども文教常任委員会につきまして、ご報告いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

今回、教育部に關係する案件は、陳情が1件、報告が2件でございました。

陳情5第2号は、学校給食の無償化を実施する自治体が増えているなか、子育て世代の経済的負担軽減や子どもたちの健康を守る観点から、子育て支援として、本市においても一部補助からでも工夫しつつ小学校給食の無償化に取り組むこと、を求めるもので、審査の結果、【趣旨不承】となりました。

「報告（1）藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画の策定について（素案）」につきましては、議案書の9ページ・10ページ及び別冊の資料に基づいて、また、「報告（2）鵠沼中学校改築事業に係る基本設計の進捗状況について」につきましては、議案書の11ページ・12ページの資料に基づき、報告をいたしました。

また、教育部からの報告案件ではございませんが、6月16日に開催されました総務常任委員会におきまして、議案書の13ページから18ページの資料に基づき、財務部から「公共料金の見直しについて（改定案の報告）」がありました。その中で、藤沢市八ヶ岳野外体験教室の利用料金も見直しの対象とされておりますので、あわせてご報告をさせていただきます。

続きまして、議案書の19ページをご覧ください。

一般質問につきましては、教育部に關連する質問は、14人の議員からございました。

質問の件名と要旨につきましては、19ページから23ページに記載のとおりで、下線で、要旨の最後に【教育部】と記載している箇所が、教育部に關係する質問でございます。

なお、常任委員会のほか、一般質問の内容等につきましては、今後、市議会ホームページにおいて録画配信や会議録の公表がございますので、説明を省略させていただきます。

教育部に関わる部分についての報告は、以上でございます。

板垣生涯学習部長　それでは、令和5年6月藤沢市議会定例会の開催結果について、生涯学習部に関わる部分について、ご報告いたします。

生涯学習部につきましては、補正予算及び子ども文教常任委員会での案件は、今回はございませんでした。

引き続き、議案書の19ページから23ページをご覧ください。

一般質問につきましては、生涯学習部に関連する質問は、2人の議員からございました。

質問の件名と要旨につきましては、二重線で、要旨の最後に【生涯学習部】と記載している箇所が、生涯学習部に関連する質問でございます。

内容につきましては、市議会ホームページにおいて録画配信や、今後、会議録の公表がございますので、説明を省略させていただきます。

生涯学習部に関わる部分についての報告は、以上でございます。

以上で、教育部及び生涯学習部に関わる令和5年6月藤沢市議会定例会についての報告を終わります。

岩本教育長　教育部及び生涯学習部の説明が終わりましたが、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員　1点だけ、気になる事案があるのでお尋ねしたいと思いました。

今井みきこ議員が質問された、「不登校の児童生徒に対する相談強化と健康診断」について、どのような質問があつて、どう答弁をされたのか、お尋ねしたいと思います。

柏崎学務保健課主幹　今井議員からは、不登校児童生徒さんへの健康診断の対応について、藤沢市の現状を聞きたいということ。その不登校の児童生徒さんにとっても健康診断は重要と考えるが、教育委員会としての考えは、というようなことをご質問いただきました。

それにつきまして、学務保健課といたしましては、不登校に限らず健康診断当日受診できなかったお子さんにつきましては、ほかの学年の健康診断日に調整するですとか、学校医の先生をご紹介するですとか、もしくは対応が難しければ、放課後に来ていただくですとか、そのような形で、お子さんの条件に合わせて対応しております、ということを回答させていただきました。

また、不登校の児童生徒さんにとっても、健康診断は大変重要であると考えておりますので、医師会の先生方と連携いたしまして、学校健診以外でも状況が把握できるようにということで回答してございます。

峯 教育部長　そのほか、不登校児童生徒数の状況、人数、それから、不登校児童生徒及び保護者の相談体制はどうなっているのかと、そういうご質問がご

ございました。

回答といたしましては、令和3年度に実施した調査によりますと、年間30日以上欠席した児童生徒数は、小学校で326人、中学校で544人、合わせて870人。

それから、相談体制といたしましては、各学校へスクールカウンセラーを派遣している、あるいは学校教育相談センターにおいてご相談に応じている、というようなご回答をさせていただきました。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

健康診断は、とても大切かなと思いましたので、質問しました。ありがとうございます。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないようですので、報告を終了いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、「辻堂小学校区就学指定校変更制度について」、事務局の説明を求めます。

宇野学務保健課長

それでは、「辻堂小学校区就学指定校変更制度について」、ご説明をいたします。(議案書参照)

議案書の24ページ以降をご覧ください。

本件につきましては、辻堂小学校区にお住まいの令和6年度入学の児童を対象とした辻堂小学校区就学指定校変更制度を開始いたしますので、ご報告をするものでございます。

辻堂小学校におきましては、児童数が2023年(令和5年)5月1日現在1,289人、39クラスの神奈川県内でも有数の規模の大きな学校、過大規模校となっております。児童数及び学級数の増加に伴いまして、今までパソコン室などの特別教室を普通教室に転用したり、仮設校舎を建設し教室数を確保することで対応してまいりましたけれども、引き続き令和6年度も、辻堂小学校の児童数及び学級数の増加が見込まれております。

このため、教育委員会では、クラスを抑制し、よりよい教育環境を整えるため、辻堂小学校区にお住まいの2024年(令和6年度)4月に小学校に入学されるお子様を対象として、藤沢市立小学校及び中学校の就学指定に関する規則に基づき、従来の就学指定校変更制度に変更承認の基準を追加した新たな制度を開始することといたしました。

この制度は、保護者からの申請により、入学する学校を、本来の就学指定校である辻堂小学校以外の近隣の受入対象校へ変更する制度でございます。

受入対象校は、鶴南小学校と浜見小学校で、受入予定数は、鶴南小学校10人程度、浜見小学校25人程度にしております。

保護者の責任において安全に通学することや、学校が認めた場合を除き、原則として徒歩通学となること、卒業まで同じ学校に通学することを申請の必須要件としております。

制度周知のため、辻堂小学校では10月から11月に実施予定の入学前の就学時健康診断の会場におきまして、本制度の相談ブースを開設するほか、11月には、受入対象校の鶴南小学校と浜見小学校におきまして、校舎内の案内を含めて本制度の説明会を開催いたします。

変更申請の期限は11月27日とし、受入予定数を超える申請があった場合は、12月5日に公開の抽選を行いまして、入学予定者及び補欠者を決定いたします。

その後、年明け1月中旬に就学指定通知書をお送りし、各学校で入学説明会が行われ、4月の入学を迎える流れとなります。

該当されるご家庭には、教育委員会からご自宅に、本制度についてのご案内及び申請方法についてのお知らせを既に送付しております。

また、辻堂小学校、鶴南小学校、浜見小学校の在校生の保護者へは、学校を通してお知らせを配付しております。

辻堂、鶴沼地区の地域の方へは、市民センターでのまちづくり会議や、今後実施する「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画(素案)」の地域説明会の場などを通してお知らせしてまいります。

なお、6月市議会定例会、子ども文教常任委員会において「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画(素案)」の報告の際に、委員からの質疑に対し、この就学指定校変更制度について答弁をしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

市村委員

2点質問をさせていただきたいと思っています。

1点目は、本日の資料の30ページの「よくあるご質問」という形でQ&Aを載せていただいておりますが、この中で5番の「きょうだいがいるのですが、新1年生が受入対象校へ入学する場合、併せて上のきょうだいも同じ学校へ転校することは可能ですか？」ということで、上のきょうだいに関しての回答が書いてありますけれども、それでは、下のきょうだいが、また小学校に入学となったときに、同じ学校に入学できるのかというところは気になる方もいらっしゃると思いますし、問い合わせが来る内容ではないかと思っておりますので、そちらのほうはどうなっている

のか、お伺いしたいと思います。

あとは、藤沢市立学校の適正規模・適正配置の具体的な策としては、通学区域の変更というところがメインの対策になるかなという認識です。

それで、今回の場合、今回のような策は、また別の対策かなと思っていまして、ほかにも過大規模の学校があると思いますけれども、今後、このような形で保護者の方に選んでいただいて別の学校に通えるようにするという、今回の対策を、また今後も考えていく予定なのかどうかというところを伺いたいと思います。

柏崎学務保健課主幹　　まず、1点目でございますが、下のきょうだいも可能かというところでございますけれども、こちらは可能でございます。現行制度におきましても、上のお子さんが学区ではない別の学校に事情があって通っている場合には、下のお子さんについても、その学校に行くために、こちらに届出をしていただくことで可能という形をとっておりますので、その形は、今回の辻堂小学校の案についても対応してまいります。もともとある制度でございます。

2点目でございますが、通学区域に当たってですけれども、ほかにも過大規模になってしまっている学校というのは、実際にございまして、その中で、今回の辻堂小学校は、教室数がいよいよ上限に来て、教室数に対応するのが難しくなってきたというところで、今回の提案となっております。

そうしたことから、ほかの学校につきましても、教室数が足りないうすとか、そういった事態になれば、辻堂小学校の今回の状況を見ながら、そちらも検討の可能性はあると考えております。

市村委員　　ありがとうございました。よくわかりました。

岩本教育長　　ほかにはいかがでしょうか。

石井委員　　「よくあるご質問」のQ2に、「ご家族による送迎は」というご質問がありますが、お答えのところに、「保護者として責任を持ち、無理なく通学できるかをお考えください。」と書いてありますけれども、小さい子たちを拝見しておりますと、朝みんなでまとまって学校に行ったりしていますが、遠くになると、それが難しくなったりするときは、親御さんが付いていくようなことになりますか。

柏崎学務保健課主幹　　現在もお隣の学区の学校へ通っているお子さんがいらっしゃいまして、まずは、学校に通う前に通学路が安全かどうかを親子で一度歩いていただいて、安全を確認していただいております。こちらの制度を取り入れて辻堂小学校から別の学校に行った場合ですけれども、それについても、親御さんが安全と考えられる方法でしたら、親御さんが付き添

っていただくこともあるかと思います。その中で、徒歩で通学していただく形になってきます。

石井委員

ありがとうございました。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

種田委員

1点お尋ねしたいと思います。

今の説明ですと、辻堂地区、鶴沼地区にお住まいの皆様へは、地域の会報とか、あるいは説明会をしてお知らせするというお話でしたが、一番最後にある「辻堂地区、鶴沼地区にお住まいのみなさま」というお知らせのチラシを回覧板で回すとか、そういうことはなさらないのでしょうか。

やはり地域の方に知っていただかないと、どうしてあの子は辻堂小学校へ行っていないんだということになると思うので、ちょっと気になりまして、お尋ねしました。

浅野教育総務課主幹

こちらの制度は、今お話しいただいたとおり、チラシとしては、辻堂地区、鶴沼地区という形で、今チラシを作成させていただいております。

先ほど説明を一部させていただいておるところもありますが、こちらの、例えば地域のまちづくり会議、郷土づくり会議であったり、あとは、それ以外の自治連の会議であったり、そういう中で発信をしていきたいと考えております。

種田委員からいただいた回覧板も含めて検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

種田委員

地域の方にもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員

私も、石井委員、種田委員がおっしゃったところが、非常に大事だと思っております。子どもたちの通学の安全の確保というものに十分注意をして取り組んでいただいて、通学路の設定とか、そういったことも含めて考えていただければと思っています。

もう一つは、やはり地域の方々との連携の部分で、例えば辻々に交通安全の見守りをする方がいらっしゃるところもあると思いますけれども、そういった地域の安全を見守るの方々との連携、地域連携ですね。これを、遠くの地区の方々はどうやって実現していくのか。通学路が長くなってきますので、そういったことをしっかりと考えていく必要があると考えております。

岩本教育長

ご意見でよろしいでしょうか。

飯盛委員

意見でございます。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

(質問、意見等発言：なし)

それでは、ほかにはないようですので、報告を終了いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

以上で、本日予定いたしました審議する案件は全て終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項がある方はいらっしゃいますでしょうか。

石井委員

6月29日に、「第1回令和5年度市町村教育委員会研究協議会」に参加させていただきましたので、報告をさせていただきたいと思います。

これはオンラインで開催されました。4つの分科会のうち、私はテーマ3「いじめ対策、不登校支援について」と、テーマ4「地域と学校の連携・協働について」に参加いたしました。

テーマ3では、取手市、青梅市、箕面市、川西市、そして藤沢市の各市からの委員が集い、川西市の教育長の司会のもと、各市が報告をしました。中でも、「シャーペンのカチカチ音だけでも聞くほうはストレスに感じればいじめになり得る」というお話など、いじめの判断基準が難しいことを知りました。

また、不登校は、教育的側面と福祉的側面があり、後者のほうが根は深いこと、子どもの居場所確保に、オンラインやアバターを取り入れて、子どもの生の声を聞く取組の例などを聞きました。

テーマ4の「地域と学校の連携・協働」では、古河市、荒川区、武蔵野市、三田市、そして藤沢市の各市の委員が集いました。学校運営協議会制度が、教師の負担を軽くしたり、働き方改革につながったり、子どもたちを手厚く見守っていくプラスアルファになり発展をしてほしいという意見に対して、今のPTAでもよいのでは、というようなご意見もありました。

新米の私にとっては、たくさんの貴重なお話を伺いまして、あっという間の3時間でした。

簡単ではありますが、ご報告は以上です。

岩本教育長

石井委員、ありがとうございます。

ただいまのご報告ですが、何かご質問がございますか。

(質問等発言：なし)

どうもありがとうございました。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、次回の会議でございますけれども、「令和6年度使用藤沢市教科用図書の採択に係る臨時会」につきましては、7月28日、金曜日、

午後2時開会、場所は、市民会館第2展示集会ホール、傍聴者の定員は100名、傍聴の受付時間につきましては、午後1時10分からとし、1時40分で一度締め切り、定員を超えていた場合は、1時40分までに来られた希望者で抽選を行い、傍聴者を決定することではいかがでしょうか。

また、8月の定例会につきましては、8月17日、木曜日、午後4時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催ということではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、教科用図書に係る臨時会は、7月28日、金曜日、午後2時開会、場所は、市民会館第2展示集会ホール、傍聴者の定員は100名、傍聴の受付時間については、午後1時10分からとし、1時40分で一度締め切り、定員を超えていた場合は、1時40分までに来られた希望者で抽選を行い、傍聴者決定といたします。

また、8月の定例会は、8月17日、木曜日、午後4時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催といたします。

以上で、本日の審議の日程は全て終了いたしましたので、閉会といたします。

午後5時35分 閉会